

○ 石綿関連疾病の公務災害認定状況

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
石綿関連疾病	協議件数		1	1	0	4	1
	判断件数		4	1	0	1	1
	うち認定件数		1	1	0	0	1
中皮腫	協議件数		1	1	0	4	1
	判断件数		3	1	0	1	1
	うち認定件数		1	1	0	0	1
肺がん	協議件数		0	0	0	0	0
	判断件数		0	0	0	0	0
	うち認定件数		0	0	0	0	0
石綿肺	協議件数		0	0	0	0	0
	判断件数		1	0	0	0	0
	うち認定件数		0	0	0	0	0

注1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第7号第8に係る石綿関連疾病について集計したものである。

2 石綿関連疾病に関しては、各府省等が公務上の災害に該当するか否かの判断を行うに当たって、事前に人事院に協議する仕組みとなっている。「協議件数」は、当該年度内に、各府省等から人事院に協議がなされた件数である。

3 「判断件数」は、各府省等において、当該年度中に公務上の災害に該当するか否かの判断を行った件数であり、当該年度より前に人事院に協議を行ったものを含む。

4 「認定件数」は、判断件数のうち、各府省等において「公務上の災害である」と認定した件数である。

5 石綿関連疾病には、上記疾病のほか、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚がある。

○ これまでに公務災害と認定された主な事例

疾病名	職種	発症年齢(発症年)	従事した業務内容(曝露時)
中皮腫	電工	60歳台(令和3年)	・石綿(中でも発癌性の強いクロシドライトやアモサイト)が吹き付けられた天井裏及び機械室等での点検作業等や石綿を含む保温材の断裁・修繕作業、石綿を含むボイラー水面計のシートパッキンの加工・取替作業に従事して曝露
	歯科医員	60歳台(平成29年)	・歯科技工物を作成するため、アスベストリボンが用いられている機材等を使用する作業に従事して曝露
	船舶職員(機関部)	80歳台(平成27年)	・船内で、石綿を含む断熱材やパッキンの取り外し作業、石綿を含む配管の取り外し、交換作業に従事して曝露
	教員	70歳台(平成25年)	・化学実験のため石綿布を切断したり、日常的に石綿付金網を使用して石綿に曝露
小荷物等收受職員	70歳台(平成23年)	・石綿を積載した船内に立ち入ったり、モッコ(麻製の運搬用の網)による石綿の荷役作業が行われているような場所近くで收受作業を行って曝露	
良性石綿胸水	船舶職員(機関部)	80歳台(平成22年)	・船体の断熱材や主機関・補助機関の排気管及びボイラーの断熱材として使用されていた石綿製品の巻き付け、補修、取り外し等の作業に従事して石綿に曝露
びまん性胸膜肥厚	施設管理職員	70歳台(平成18年)	・壁に石綿が吹き付けられた空調機械室内で、石綿を使用した配管の保温材・パッキンの除去、再施工等の修繕作業に従事して曝露

(注) これらの事例は、平成29年度以前に公務災害と認定されたものを含む。